

定 款

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社はアルインコ株式会社と称し、英文ではALINCO INCORPORATED と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- ① 建設用仮設機材および機械の開発、製造、販売、リース、レンタルならびに輸出入。
- ② 金属材料、樹脂材料、書籍、家具、貴金属、家電製品、インテリア商品、エクステリア商品、衣料品、スポーツ用品、食料品および各種業務用・家庭用機器の開発、製造、販売、リース、レンタルならびに輸出入。
- ③ 一般家庭用電気機器、工業用電気機器、無線通信機器および電子・電気機械器具の開発、製造、販売、リース、レンタルならびに輸出入。
- ④ 工業用塗料の製造および輸入、販売。
- ⑤ 医療機器および健康機器の開発、製造、販売、修理、メンテナンス、リース、レンタルならびに輸出入。
- ⑥ 自然エネルギー等による発電設備の開発、製造、販売、施工、リース、レンタルならびに輸出入。
- ⑦ 前各号の製品および物品の中古品の売買。
- ⑧ インターネットによる通信販売ならびに情報提供事業の企画、運営。
- ⑨ 土木工事の企画、設計、施工、監理および請負。
- ⑩ 建築工事の企画、設計、施工、監理および請負。
- ⑪ とび・土工工事の企画、設計、施工、監理および請負。
- ⑫ 内装仕上工事の企画、設計、施工、監理および請負。
- ⑬ 鋼構造物工事の企画、設計、施工、監理および請負。
- ⑭ 電気工事の企画、設計、施工、監理および請負。
- ⑮ 金属製品等（門扉、フェンス、ベランダ、その他エクステリア用品）の販売、施工、請負。
- ⑯ 建物内装品、付属設備（照明設備、床暖房設備、収納設備、水周り設備等）の販売、施工工事。
- ⑰ 損害保険代理業。

- ⑱ 生命保険募集に関する業務。
- ⑲ 不動産の賃貸借、売買、仲介および管理。
- ⑳ 旅行業。
- ㉑ 警備およびビルメンテナンス業。
- ㉒ 労働者派遣業。
- ㉓ 倉庫業、貨物運送業および荷役・物品の保管業。
- ㉔ 映像および音楽その他の著作物の企画、制作、取得、貸与、管理ならびに販売。
- ㉕ 電気通信事業。
- ㉖ 電気通信事業者の代理店業務。
- ㉗ インターネットを利用した情報通信ソフトウェアおよびシステムの開発、制作、販売、賃貸、保守、管理ならびに輸出入。
- ㉘ 前各号に附帯する一切の業務。

(本店)

第 3 条 当社は本店を大阪府高槻市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。

- ① 取締役会
- ② 監査等委員会
- ③ 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は35,200,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第 10 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 11 条 定時株主総会は毎事業年度終了後 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要のある場合に招集する。

- 2. 当社の株主総会は本店所在地または大阪市において開催することができる。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 20 日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 17 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内とする

2. 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の決議の省略)

第 20 条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 21 条 取締役会に関する事項は、法令または、本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から社長1名を選定し、必要に応じて会長1名ならびに副会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会)

第 28 条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

2. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(招集)

第 29 条 監査等委員会の招集は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 31 条 当社の事業年度は、毎年3月21日から翌年3月20日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 32 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 33 条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月20日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月20日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 34 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領なきときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、第46期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 2 条 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年 9 月 1 日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本条の規定は、施行日から 6 カ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(2022年 6 月17日改定)